

【短期入所生活介護 利用料金表】

藤島園ショートステイ

月額利用料金の目安：対象となる介護度のA + その他加算 + B がご利用料金となります。

【注意】基本サービスのAにその他加算を追加する場合にはAの介護職員処遇改善加算の単位が増加になり自己負担額も増加になります。

令和8年6月1日現在

A 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 併設型短期入所生活介護費(月額)	603	672	745	815	884
② サービス提供体制加算Ⅱ(月額)	18	18	18	18	18
③ 看護体制加算Ⅰ(月額)	4	4	4	4	4
④ 看護体制加算Ⅱ(月額)	8	8	8	8	8
⑤ 夜勤職員配置加算Ⅲ(月額)	15	15	15	15	15
⑥ 機能訓練体制加算(月額)	12	12	12	12	12
⑦ 月額単位小計 ①～⑥の合計×2日で計算	1,320	1,458	1,604	1,744	1,882
⑧ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ口 ⑦×17.6%	232	257	282	307	331
⑨ 介護保険給付対象合計(⑦+⑧)	1,552	1,715	1,886	2,051	2,213
地区区分換算額 ⑨×10.17	¥15,783	¥17,441	¥19,180	¥20,858	¥22,506
介護保険 自己負担額(1割負担の方)	¥1,579	¥1,745	¥1,918	¥2,086	¥2,251
介護保険 自己負担額(2割負担の方)	¥3,157	¥3,489	¥3,836	¥4,172	¥4,502
介護保険 自己負担額(3割負担の方)	¥4,735	¥5,233	¥5,754	¥6,258	¥6,752

1泊2日の利用の場合(2日分)で計算をしております

【その他の加算】(介護保険給付対象)

認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	日常生活に支障をきたす恐れのある介護を必要とする認知症の入居者が1/2以上、特定の研修終了者を配置し、計画的な研修を実施する場合。
個別機能訓練加算	56単位/日	日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止する為の訓練を実施します。専従1名以上の機能訓練指導員配置。
送迎加算	片道184単位/回	利用者等の希望による病院等への送迎を実施する場合。
療養加算	8単位/回	利用者の病状に応じ医師の指示に基づく食事提供をした場合。1食単位、1日3回を限度。
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急に短期入所を利用した場合。緊急受入日から起算して7日を限度。
長期利用者提供減算	▲30単位/日	連続30日を超えて利用する場合は減算されます。
生産性推進向上体制加算Ⅱ	10単位/月	介護機器を活用する等で利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員負担軽減を図っている場合。

B 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

【食費・居住費(個室)】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費(朝食400円、昼食750円、夕食650円)	¥1,800	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費(個室1,550円)	¥1,550	¥880	¥880	¥480	¥380
介護給付対象外費用 合計	¥3,350	¥2,180	¥1,880	¥1,080	¥680

【食費・居住費(多床室)】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費(朝食400円、昼食750円、夕食650円)	¥1,800	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費(多床室1,100円)	¥1,100	¥430	¥430	¥430	¥0
介護給付対象外費用 合計	¥2,900	¥1,730	¥1,430	¥1,030	¥300

☆食事居住費の利用者負担限度額については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。

限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階)

第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②：市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。

第2段階：市町村民税非課税世帯で、年金収入80万円以下の方。

第1段階：生活保護受給者。市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給の方。

【その他の費用】

理美容代	2,200円/回	飲物・おやつ代	200円/日
髭剃り代	1,100円/回	洗濯代	110円/回